

新潟医療福祉大学機関リポジトリ運用指針

令和5年11月22日

図書館・学習支援委員会制定

(趣旨)

第1 この指針は、学校法人 新潟総合学園が運営する新潟総合学園機関リポジトリにおいて、新潟医療福祉大学（以下「本学」という。）が管理する機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この指針において「リポジトリ」とは、本学において作成された学術研究・教育活動の成果物（以下「コンテンツ」という。）を恒久的に蓄積・保存し、電子的手段により国内外に無償で発信・提供することにより、本学の学術研究・教育活動の発展に資するとともに、地域社会に貢献するためのシステムをいう。

(運用)

第3 リポジトリの運用は、新潟医療福祉大学図書館（以下「図書館」という。）と事業創造大学院大学図書館と新潟食料農業大学図書館が共同で行うものとするが、本学コンテンツに関する管理、運用は本学が行う。

(登録者)

第4 リポジトリにコンテンツを登録できる者（以下「登録者」という。）は以下のとおりとする。

- (1) 本学に在籍する、又は在籍したことのある教職員、研究員、大学院生及び学生
- (2) その他、図書館長が適当と認めた者

(登録対象)

第5 リポジトリに登録できるコンテンツは以下の要件を満たすものとする。

- (1) 学術的な研究・教育活動の成果であること
- (2) 登録者が作成に関与したものであること
- (3) 著作権・知的財産権及び個人情報保護に係る法令及び学内の関連する諸規定を遵守していること
- (4) 社会通念上、又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること

(登録)

第6 リポジトリにコンテンツの登録を希望する者は、所定の公開許諾手続きに従い、コンテンツを図書館に提出するものとする。

2 図書館は公開に支障がないと判断したコンテンツをリポジトリを構築するサーバに格

納し、ネットワークを通じて無償で公開する。

3 前項を行うに際し、必要な複製・媒体変換を行う。

(登録されたコンテンツの利用)

第7 図書館はリポジトリに登録されたコンテンツの利用について、以下のことを遵守する。

- (1) 前項2に掲げた利用方法以外による利用は行わない
- (2) ネットワークを通じてコンテンツを利用する者に対し、著作権・知的財産権及び個人情報保護に係る法令を遵守するよう周知する

(コンテンツの削除)

第8 図書館は次に掲げる事由がある場合には登録されたコンテンツを削除することができる。

- (1) 登録者が理由を付して削除の申請を行ない、図書館長が承認した場合
- (2) 公序良俗に反する盗用・剽窃によるもの、また内容が著しく不適切である等の理由により図書館長が承認した場合
- (3) その他、図書館長が特に認めた場合

(免責事項)

第9 本学は、リポジトリに登録されたコンテンツの公開あるいは利用によって発生したいかなる損害についても、一切責任を負わないものとする。

(その他)

第10 この指針に定めのない事項については、必要に応じて関係者間で協議して別途定める。

(改廃)

第11 この指針の改廃は、図書館・学習支援委員会の議を経て図書館・学習支援委員長が行う。

附則

この運用指針は、平成25年2月6日から施行する。

この運用指針は、平成27年4月1日から施行する。

この運用指針は、令和2年3月4日から施行する。

この運用指針は、令和5年11月22日から施行する。

